

繊維製品品質表示規程の 改正の要請について

2024年9月
経済産業省

アクリレートについて

- アクリルを改質した機能性繊維。
- 水になじみやすい分子構造を持つため、天然繊維を超える吸湿性能を持つ。また、吸湿時に発熱するため暖かくなる（乾燥環境下では放湿する）。
- このため、アクリレートを用いた衣服や寝装品等は、使用時に布と人体との間の温湿度を調整して、快適な条件にする機能を持つ。

主な用途

衣料分野	インナー、セーター、各種スポーツ衣料
建寝装分野	毛布、シーツ、カーテン、布団詰綿 など
その他分野	ハンカチ、スカーフ、介護用品 など

改正の経緯

- アクリレートは既存の化学繊維と比べて、水分率が約20%から約40%と高く、複数の種類が流通している一方で、JIS L0105:2006では「その他の繊維」に分類され、その公定水分率は0.0%が適用されている。欧州においても同様の状況だったが、2018年1月、欧州委員会は、繊維製品の繊維名および組成表示に関するEU規則No.2018/122を新しく公布し、アクリレート繊維の公定水分率を30.0%に決定した。
- 国際規格との整合の観点から、日本でもJIS L0105（繊維製品の物理試験方法通則）を2020年2月に改正し、EUと同じ水分率（30%）に規定するとともに、2020年11月にJIS L0204-2(繊維用語(原料部門) – 第2部：化学繊維)にも「アクリレート」という用語が追加された。
- 一方、同規格を引用する試験方法の規格であるJIS L1030-2（繊維製品の混用率試験方法）については未改定であり、実質的にアクリレートに関する規定が適用されない状態だったが、同規格は2024年4月に分割し、アクリレートを追記する形で改正された（L1030-2-3等）。
- この改正により、繊維製品の混用率試験において、アクリレートが一つの独立した種類の繊維として位置づけられることとなった。

繊維の公定水分率

繊維の種類	繊維名	公定水分率 (%)	
綿	綿	8.5	
ポリ乳酸繊維	ポリ乳酸	0.5	
ポリアルキレンパラオキシベンゾエート系合成繊維	ベンゾエート	0.4	
アクリレート繊維	アクリレート	30.0	
ガラス繊維	ガラス繊維	0.0	
その他の繊維	天然繊維	天然繊維	12.0
		黄麻（ジュート）	13.8
	人造繊維	セルロース系繊維	11.0
		その他のもの	0.0

規程を改正する必要性

- アクリレートは、水分率の高い繊維であり、混用率の計算において、**公定水分率0%として計算すると、実態と乖離が生じる。**
- 今回行われたJIS L1030-2:2012の改正により、混用率試験にアクリレートが位置づけられ、実態を反映した表示が可能になることで、繊維製品の品質表示の適正化が図られ、**表示義務者がより適切な表示を行うことが可能となるとともに、一般消費者の利益の保護にも資する。**
- このため、家表法第3条第4項及び第5項に基づき、**規程の変更を要請するもの。**

規程改正内容（ポイント）

- アクリレートについて、水分率及び指定用語に追加する改正を行う。

新たに加える規定案

別表第三

繊維

アクリレート繊維

水分率

三〇・〇パーセント

別表第六

分類

合成繊維

繊維等の種類

アクリレート繊維

指定用語

アクリレート

経過措置

- **事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行予定日（令和7年1月1日）から令和7年12月31日までの間に表示が行われるものについては、なお従前の例によることができることとする予定。**